

第5編 道路災害対策編

目次

	頁
第1章 基本的考え方等	1
第1節 基本的考え方	1
第2節 本町における道路概況	1
第2章 道路災害予防計画	2
第1節 道路交通の安全のための情報の充実	2
第2節 道路施設等の管理と整備	2
第1款 事故災害等発生防止のための措置	2
第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	3
第1款 情報の収集・連絡体制の整備	3
第2款 活動体制の整備	4
第3款 救急・救助及び消火活動体制の整備（消防団、消防団OB会） （共通対策編）	4
第4款 医療救護体制の整備（共通対策編）	4
第5款 緊急輸送体制の整備（共通対策編）	4
第6款 訓練、研修等の実施	4
第4節 道路利用者に対する防災知識の普及	4
第3章 道路災害応急対策計画	5
第1節 発災直後の災害情報の収集・連絡及び通信の確保	5
第1款 災害情報の収集・連絡	5
第2款 通信手段の確保	5
第2節 活動体制の確立	5
第1款 町の活動体制の確立	5
第3節 広範な応援体制の確立	6
第4節 交通誘導及び緊急交通路の確保	6
第5節 救助・救急及び消火活動（共通対策編）	7
第6節 医療救護活動（共通対策編）	7
第7節 道路施設の応急復旧	7
第8節 関係者等への的確な情報伝達活動	7
第9節 高速自動車道災害対策計画	8

第1章 基本的考え方等

第1節 基本的考え方

本編は、町内の道路において、相当の人的・物的被害が生じるなど大規模な道路災害が発生した場合に、人命の救出・救助活動や緊急輸送のための道路の啓開、通行の禁止又は制限など、被害の軽減又は拡大防止のため、町等がとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、本編に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用するものとする。

第2節 本町における道路概況

国富町内の道路は、路線数467、実延長約337.35kmである。
道路の管理については、次表のとおりである。

表 国富町に係る道路管理者

道路の種類	管理者	名称	管理する機関（窓口）	
			所在地	管轄区域
高速自動車道	西日本高速道路(株)	九州支社宮崎高速道路事務所	宮崎市大字富吉釘ノ前 1389-1	東九州自動車道延岡南 I.C. ～清武南 I.C.
県道	宮崎県	高岡土木事務所	宮崎市高岡町大字内山 3100	国富町、綾町、旧高岡町
市町村道	市町村	各市町村道路担当課		
道路交通情報	日本道路交通情報センター		宮崎市旭1-8-28(交通管制センター内)	

第2章 道路災害予防計画

第1節 道路交通の安全のための情報の充実

町は、気象庁による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、気象庁と協力して情報を活用できる体制の整備を図る。

また、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかに応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

第2節 道路施設等の管理と整備

第1款 事故災害等発生防止のための措置

1 管理する施設の巡回及び点検

町は、管理する施設の事故及び災害に対する安全性確保のため、以下の巡回及び点検を実施する。

- (1) 管理する施設について、所定の要領等に基づき定期的に巡回及び点検を実施する。特に、橋梁等の道路施設については5年に1回の定期点検を行い、山（崖）崩れ危険箇所等については重点的に点検を行う。
- (2) 大規模な地震、洪水などの直後に、災害の施設への影響を確認するため、所定の要領等に基づき巡回及び点検を実施する。

2 安全性向上のための対策の実施

施設の巡回及び点検において詳細な調査が必要と判断された施設については詳細点検を行い、その結果に基づき、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に対策の実施に努める。

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第1款 情報の収集・連絡体制の整備

1 情報収集体制の整備

- (1) 施設管理者に対する災害発生情報の迅速な到達の確保及び関係機関への連絡
災害等の発見者から施設管理者へ災害発生情報が迅速、確実に到達する状況を確保するため、日頃から、次のような体制を整備する。
 - ア 発見者等からの情報連絡
町は、その管理している施設に関連して事故災害が発生した場合には、発見者等から速やかに災害発生情報の連絡が入るような体制づくりを行う。
 - イ 関係機関への連絡
一般の情報提供者から県警察、消防及び町等に入った事故災害等の発生情報を県警察、消防及び町等の間で速やかに相互に連絡できるよう情報連絡体制を整えておく。
- (2) 緊急時の通信体制の整備
町は、大規模な事故災害等発生現場において迅速に臨時の専用無線回線を設置できる体制を整備するとともに、NTT公衆回線の緊急増設を要請する連絡体制の整備をしておく。
- (3) 機動的な情報収集体制の整備
町は、大規模な事故災害等が発生した場合に、現地において機動的な情報収集を行うため、衛星通信移動局、災害情報収集連絡用ヘリコプター（県にあっては警察用航空機）及び災害現場調査チームの出動を要請する連絡体制の整備をしておく。

2 通信手段の整備

- (1) 情報通信手段の整備
 - ア デジタル化の促進
町は、大規模な事故災害等が発生した場合の画像伝送など高速大量の情報伝送に対応するため、専用回線のデジタル化を促進するとともに、デジタル公衆回線の利用を行い、効率的な通信手段の確保に努める。
また、端末で使用する設備についても、相互運用性に留意しつつ多様化・高度化を進める。
 - イ 通信経路の多ルート化、通信手段の多様化
町は、大規模な事故災害等発生時などの通信回線の断線等に備え、専用回線の基幹回線である多重回線の多ルート化を図るとともに、移動系、衛星系など通信手段の多様化を進める。
また、公衆回線についても、一般回線のほか、携帯電話、自動車電話、携帯衛星電話などの多様な通信手段の利用を進める。
 - ウ 最新の情報通信機器等の整備
町は、大規模な事故災害等が発生した場合に備えて、パソコン通信、電子カメラ、携帯電話等の最新の情報通信機器の整備を図る。

第2款 活動体制の整備

1 担当職員の招集・参集体制の整備

(1) 参集範囲の明確化

町は、大規模な事故災害等が発生した場合の担当職員の参集範囲について具体的に定めておく。

(2) 招集連絡手段の整備

町は、職員の勤務時間外の招集が迅速かつ確実に実行し得るよう、災害対策用の通信連絡手段等と整合をとりつつ招集連絡手段を整備する。

2 関係機関相互の協力体制の整備

町は、あらかじめ大規模な事故災害等が発生した場合に備えて、警察、消防、自衛隊等関係機関と連絡調整を行う。

また、各種の災害に応じた応急対策、被災者及びその家族への対応、広報活動等の役割分担等について協議を行うなど、関係機関相当の協力体制の確立に努める。

3 応急対策のための資機材等の整備、備蓄

町は、大規模な事故災害等が発生した場合には、迅速な応急対策等に備えて、災害対策用機械、装備、資材、物資の整備、備蓄を図るとともに、特殊な資機材については、緊急に迅速に調達し得るよう関係業界との協力体制の整備に努める。

4 コンサルタント、関係業界との協力体制の確立

町は、大規模な事故災害等が発生した場合には、コンサルタント、関係業界の協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておくなど、協力体制の整備に努める。

第3款 救急・救助及び消火活動体制の整備（消防団、消防団OB会）（共通対策編）

第4款 医療救護体制の整備（共通対策編）

第5款 緊急輸送体制の整備（共通対策編）

第6款 訓練、研修等の実施

町は、大規模な事故災害等が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、研修、講習を実施するほか、関係機関とも連携して情報伝達訓練、通信訓練、通信機器緊急配置訓練、総合訓練など実践的な訓練を行い、大規模な道路災害への対応能力の向上を図る。

第4節 道路利用者に対する防災知識の普及

町は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図る。

第3章 道路災害応急対策計画

第1節 発災直後の災害情報の収集・連絡及び通信の確保

第1款 災害情報の収集・連絡

1 事故災害等状況の把握と確認

町は、自己の管理する道路での事故災害等発生の特報を受けた場合は、職員に出動を指示し、事故災害等状況の確認を行い、事故災害等の状況を関係機関に特報する。

2 通行の禁止又は制限

町は、事故災害等による道路の破損その他の理由により通行が危険であると認められる場合は、区間を定めて、管理する道路の通行を禁止、又は制限する。この場合、事後において速やかに当該禁止又は制限の内容及び理由を県公安委員会に通知する。

3 二次災害等のおそれがある場合における住民等への情報提供

町は、大規模な事故災害等が発生した場合、二次災害の危険性、通行禁止措置の発動状況、迂回路の設置状況等について、必要に応じて直ちにパトロール車等を利用して、住民への情報提供を行う。この場合、マスコミの協力も得ておく。

第2款 通信手段の確保

1 無線（陸上移動局）等の現地への緊急配備

無線（陸上移動局）等を現地に緊急配備し、無線通信回線の確保を図る。

2 NTT公衆回線の緊急増設

設置箇所、設置数を明示してNTT公衆回線等の緊急増設をNTTに要請する。

3 最新の情報通信機器等の積極的な活用

大規模な事故災害等の発生の情報を入手した場合、速やかに衛星通信移動局・災害対策車等を現地に派遣し、画像情報等必要な災害情報の収集のための措置を講じる。

また、パソコン通信、電子カメラ、携帯電話等の最新の通信手段を積極的に活用する。

第2節 活動体制の確立

第1款 町の活動体制の確立

町は、町内に大規模な道路災害が発生した場合は、第一次的に被害予防・応急対策を実施する機関として、町災害対策本部等を設置し、他市町村、県等関係防災機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて被害予防・応急対策の実施に努める。

なお、県により現地合同調整本部が設置された場合は、適任者と認める職員を派遣し、現地合同調整本部との連携のもとに応急対策を実施する。

その他、町の活動体制については、共通対策編第3章 第1節 第1款による。

第3節 広範な応援体制の確立

1 国土交通省への支援の要請

町は県等を通じて、必要に応じ、国土交通省に対し現地での応急対策に関する技術的支援のための専門家の派遣、事故災害調査・事故原因調査のための人材の派遣、情報収集・連絡等のための要員の派遣、資機材に関する支援等を要請する。

2 大学、研究機関への依頼

町は県等を通じて、必要に応じ、大学その他の研究機関に対し、応急対策に関する技術的支援、事故災害調査・事故原因調査のための支援等を要請する。

3 コンサルタント、関係業者への依頼

町は県等を通じて、必要に応じ、コンサルタント、関係業者に対し、被災状況等を正確に把握するために必要な測量等の調査、応急対策を行う上で必要な技術的検討等を指示する。

第4節 交通誘導及び緊急交通路の確保

1 住民等への情報提供

町は、道路の通行禁止の措置を講じた場合には、遅滞なく関係機関や道路交通情報センター等に連絡するとともに、道路情報提供システムを操作し、住民等への情報提供を行う。

また、迂回路等の案内表示等を行い交通障害の解消に努める。

さらに、現地周辺においては、関係機関等と連携を図り、交通の誘導等を行い、救出作業関係車両の現地への速達性の確保に努める。

2 迂回路の確保

町は、道路の通行禁止の措置を講じた場合、迂回路となる道路の道路管理者に協力を要請し、冬期においては除排雪の強化を図るなど円滑な道路交通の確保に努める。

3 救出作業の前提となる障害物の除去作業

警察、消防、自衛隊などが被災者の救出作業を行うに当たって支障となる障害物の除去に対して、町は業者等に指示して行わせるとともに、必要に応じ、コンサルタント等に作業方法の検討を行わせる。

4 仮設運搬路の構築、道路上の障害物の除去作業

町は、業者等に協力を要請して救出作業及び障害物除去作業を行うために必要となる仮設運搬路の構築及び道路上の障害物の除去を行う。

5 危険物の流出に対する応急対策

町は、関係機関との連携のもと、道路災害の発生により、タンクローリー車等危険物を運搬中の車両が被災し、危険物が流出した場合には、住民等の避難誘導等を実施するほか、危険物の防除活動を行う。

6 二次災害の防止

町は、道路災害現場における救出・救助活動に当たっては、山（崖）崩れ等による二次災害の防止のため監視員をおくなどの措置を確実にを行う。

第5節 救助・救急及び消火活動（共通対策編）

第6節 医療救護活動（共通対策編）

第7節 道路施設の応急復旧

共通対策編第3章第12節第2款第2項「1 道路施設の応急復旧」による。

第8節 関係者等への的確な情報伝達活動

1 被災者及びその家族への対応

(1) 被災者及びその家族に対する援助活動への協力・支援

町は、関係機関が行う被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動に対し、協力・支援を行う。

(2) 被災者及びその家族への援助の役割分担の明確化

町は、被災者及びその家族への援助に当たっては、関係機関の役割分担を明確にするとともに、相互の連携を密にし、迅速かつ遺漏のない対応を心がける。

なお、対応に当たっては、被災者及びその家族の置かれている心情を十分理解し、誠意をもって適切な措置と対応に努める。

(3) 被災者及びその家族への情報の提供

町は、被災者及びその家族に対し、事故災害及び救出作業等に係る情報をできるだけきめ細かく提供する。被災者及びその家族に対する説明は、道路管理の総括者が行うことを原則とする。

なお、総括者等の説明は、広報担当者と連携を取りつつ、報道機関に対する発表前に行う。その際、難解な専門用語等の使用を避け、図面やTV画像等を利用するなど分かりやすい表現に心がける。

(4) 現地合同調整本部との連携

県による現地合同調整本部が設置された場合、町は、相互の連携のもと、被災者及びその家族に対する対応を行う。

2 報道機関への広報

(1) 現地主体の広報と広報窓口の一元化

事故災害等の状況や救出活動の状況について、現地在主体となって報道機関に対し情報提供することを基本とする。

また、あらかじめ大規模な事故災害等の発生時に広報活動を専任して行う候補者を選任しておく。

(2) 記者発表の方法

記者発表は、広報内容の伝達経路の輻輳、情報内容の齟齬などを来さないために、あらかじめ場所と時間を決めて行う。

また、報道関係者に対して記者発表の予定や見通しについても、常時明らかにしておくよう努力する。

記者発表に当たっては、警察、消防、自衛隊等関係機関と十分協議した上で、これらの機関と共同で行うよう努める。県により合同調整本部が設置された場合は、合同調整本部で記者発表するものとする。

なお、記者発表に当たっては、あらかじめどのような情報が求められているのか把握した上で、正確な情報の提供に努めるとともに、図面やTV画像等を用いるなど分かりやすい情報提供を心がける。

(3) 報道機関との協力

報道機関への情報提供に当たっては、現地報道機関に対してその組織化と幹事社の決定を要請し、幹事社との打合せに基づいて一元的に実施するよう努める。

第9節 高速自動車道災害対策計画

町内の高速自動車道における災害を防止し、被害の軽減を図るため、町は関係機関との連携のもと、高速自動車道管理者が実施する措置に必要な応じて協力する。